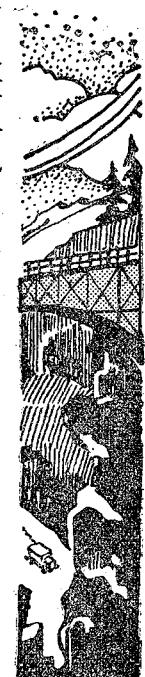




漫録

豫算委員會から災害豫算を見る

淺香生



前がき

一億八千萬圓の救濟豫算をたゝきつけて尻まくりをした政友會がまばろしの様な首相の一言で退却した臨時議會である。災害に對して如何なる理解を爲したか此一文掲載價値は此點にある。(H生)

◇

第六十六回帝國議會は所謂災害豫算の臨時議會として、十一月二十七日から十二月四日迄一週間の會期を以て召集された。此の議會は岡田内閣としての最初の試練であると

併て其の豫算は固より九年度の追加に限られたのであつ

共に病弱な藤井藏相が突如として引退し、高橋是清氏と更迭するあり、加ふるにその提出災害豫算は一般會計に於ても内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農林、商工、遞信の九省に亘り、其の事業の種類は北陸及關西地方に於ける風水害の復舊費を初めとし、九州、四國の一部に於ける旱害、東北地方を主とする冷害等の天災及蠶絲價の暴落に依る人爲的灾害をも加へたる救濟費と、之に關聯する各種

の對策豫算であつて、其の影響する範圍は結局北海道及三府四十三縣の殆ど全部に及ぶものである。

たが、之が審議に附隨して、途中岡田首相から繼續費に非ざるも、所謂後年度に政府が意圖して居る本豫算の全貌を明にしたことにより、一層國民の關心を集注し、本會議及豫算委員會の論議は全く眞剣なものであつた。

所謂災害豫算は各省を通じ九年度に於て、國費七千六十萬一千二百五十九圓の追加であつて、十年度以降の計畫のものを合すると其の總額は、二億千百二十八萬四千五百八圓になることになつてゐる。此の内路政に關係ある内務省所管のものに付て貴衆兩院が如何なる論議を爲し、政府の答辯がどうであつたかに付て、主として豫算委員會を覗いて見たいと思ふ。

十一萬餘圓といふことになつてゐるのである。右の災害土木費補助の中には勿論道路、橋梁等の復舊費も包含し路政に關係するものもあるが、本費目はその相手方たる府縣又は町村が既に特定し、且つ其の箇所も決定せられて居るのであつて論議の餘地なく、たゞ其の補助率の可否や、補助年限の長短等に付ては考慮すべきものもあつたが、之は自ら別論に屬するからその批判の紹介は他日に譲り、茲には専ら農村其他應急土木事業費に限定して検討して見たいと思ふ。

農村其他應急土木事業費は九、十兩年度で總額國費二千七百七十八萬七千六百十圓で、内九年度分として千三百三十四萬圓が計上せられて居るのである。此の内容を『昭和九年度内務省所管豫定經費追加要求書』に付てその臨時部第四十九款を見ると、

第四十九款 農村其他應急土木事業費

此の外に治水事業費百二十三萬餘圓、大阪港復舊修築費補助七十萬圓、鄉倉獎勵費八十六萬五千餘圓、其の他二百三

一 國道改良費 一、〇三五、〇〇〇

一 事務費 一五、〇〇〇

二 事業費 一、〇一〇、〇〇〇

二 府縣及町村土木事業助成費 一一、三〇五、〇〇〇

一 事務費 五、〇〇〇

二 府縣土木事業費補助 二、五八〇、〇〇〇

三 町村土木事業費補助 八、七二〇、〇〇〇

三 北海道土木事業費 一、〇〇〇、〇〇〇

一 事務費 一五、〇〇〇

二 事業費 八八三、〇〇〇

三 補助費 一〇二、〇〇〇

といふことになつてゐる。従つて國直轄及北海道事業費を除くときは其の他に配分されるであらう處の金額は、右第二項の第一目及第三目の金額であることは瞭然である。

仍て之を假に匡救事業に於ける補助率と同一率として事業費を算出するときは、府縣土木事業費は國庫補助を三分一

として其の事業費は七百七十四萬圓となり、町村事業費は其の補助率を四分三として、千百六十二萬六千四百圓となり、兩者の事業費總額は千九百三十六萬六千四百圓となる

のである。尤も匡救事業の例に依るときは、此の町村土木事業費補助の内には指導監督費が含まれることになるであらうが、その使途の如何は別としても、結局地方が執行する金額は右の如く一千萬圓近くのものである。

旱害、冷害、風水害（土木復舊）雹害に因る米麥の減收及蠶絲價の暴落による損失等、所謂凶作救濟に對する一般會議に於ける内務省の救農對策としての九年度追加の豫算は右の如くである。然るに凶作の事實は其の程度の差こそあれ、その範圍は殆んど全國的であつて放置すべからざる状況であり、又之等地方に於ける官民の悲痛な叫びも必然眞摯なものであつたことは論を俟たない。

本豫算（十年度一般豫算を含む）が大藏省に於て第一次の査定を受けた前後からは各府縣當局は固より、選出代議士、府縣會議員、地方各種團體はあらゆる知能を絞つて、内務、大藏兩省を初め、内閣總理大臣を歴訪して農村對策豫算の増額又は原案の維持に努めた。そしてその運動とい

ふか、陳情といふか、兎に角地方事情の開陳に陸續として上京した様だつた。

一面には折柄全國に開會せられて居る地方議會の協議會となり、夫れがまた意見書となつて各大臣宛建議せられた有様であつた。その建議の内容や態様は固より區々であるが、その骨子とするところは要するに『内務省及農林省が要求して居る處の農村對策豫算は國策として必要不可缺のものであるから深甚な考慮を拂はれだし』といふのであつた。恐らく最近に於てかくの如く期せずして眞剣なそして熱烈な道義的奮勵は稀有に屬することであらう。

道路改良會が理事會の決議を以て、會長水野鍊太郎氏の名に依り道路費豫算の査定に關し、關係省に對し關心を喚起せしめたのも亦、此の間の消息を物語る一端であらう。

◇

かくして愈々本豫算は十一月二十九日衆議院に提出せられ、十二月二日豫算委員會に附議せられ、同月七日可決の上貴族院に廻付せられ、同院に於ては九日之が可決を見たので、愈々其の成立を見ることゝなつた。

以下兩院の委員會及之が委員長の報告の本會議を通じ、政府が本豫算編成に對する根本方針及之に附帶して地方各種災害地に對する認識の程度、並に本豫算を巡ぐり各委員を通じて現はれた國民の熱意等を見ることゝせう。殊に本月に跨る倦怠さる奮闘と、歡喜の努力とに配するに、立憲的な地方官民一致の要望とが政府に對し如何なる程度に認

識せられ且つ反映したか。何しろ本豫算は右の如く十年度又はそれ以降に亘るものと一括査定を受け、一面には膨大なる國防豫算に對峙し、未曾有の災害土木に對する復舊豫算に直面したのであるから、その實現はなか／＼難產を通り越して一時は憂慮すべき經過を辿つた様であつたが、兎も前記の金額を以て十一月二十四日の閣議で決定を見たのである。

有し、等しく臨時議會を召集して協賛を求めるとする政府の周到なる用意の下に爲されたる豫算であるに於て、殊に今後四ヶ月に満たざる期間に於て消化すべき性質を有する費用なるの點に於て、政府の一答は國民の最大關心事であると共に、やがては政府の所信を體して、直接その事業を執行し又は指導監督すべき任に在る者の一員として、最も凝視すべき豫算であるからである。

衆議院豫委員會

本豫算に對する衆議院の豫算委員會は、十一月二十九日（木曜日）に成立し、同日島田俊雄氏之が委員長に選任せられた。

會議は十二月一日（日曜日）午前十時二十分から開議せられ、劈頭太田正孝、清水徳太郎、齋藤隆夫、野中徹也、小池四郎、一松定吉、矢野庄太郎の各委員諸氏から各種の参考書類の提出を要求する所があつた。

大口喜六委員が質問陣の總論的に於て、災害關係豫算を

何が故に繼續費としなかつたかといふことに對する質問に對して、太田委員から、「災害或は不況といふことに付て政府が此の豫算を作成する場合に如何なる認識の下にやつたか、今度の災害はその區域が廣く且つその種類も多いのであつて、國民生活の實體は不況の上に災害の加はつたのであるから、時局匡救費以外に其の災害の豫算が出ねばならぬ、即ち時局匡救費に『プラス』災害豫算とならねばならぬのである。然るに來年度豫算は時局匡救費を打切つて、災害豫算といへば時局匡救費よりも少い。この災害の對策を樹てるに付て基本となるべき災害の程度、額に付て政府の所信を問ふた。」之れに對し後藤内相は、「災害は各地にあつた。その額は十數億圓である。」といふ漠然とした答辯で聞者にも聽者にも失望を與えた様だつた。

太田委員は更に、「水害もなく旱害もなく、冷害もなかつた時の時局匡救費が三年間に五億三千餘萬圓を費して居るに拘はらず、不況である上に未曾有の災害が加はつたのに二億程度で果して處置が出来るかを質し」後藤内相は『追

加豫算は新に生じた事情に應する爲に設けたのであつて、之に依つて其の災害地方の人心の安定又は勞務を與へて生計を扶ける、働く者に十分恩典があると考へて居る。』と答辯して居る。

太田委員は重ねて『本夏各地方長官から、時局匡救事業費を打切られては困るといふたことの記憶がないか、またその上に災害が起つたといふ事實に對し如何なる對策を考へて居るかと質し』又『社會は時局匡救費を打切り得る状況にあるか。』と質して當日は質問を打切つた。

翌三日は午前十時三十分から開議、太田委員は前日に引續き重ねて『内相の言明に依る大體十五億圓見當の災害に對して、二億一千萬圓の費用でやつて行けるか、しかも本年は時局匡救事業費があるが、十年度以降には時局匡救費がない、斯う云ふ状態の下に此の追加豫算が正しいかといふことを各省別に其の答辯を求めた。』之に對し松田、山崎兩相はその主管省の立場を説明し、後藤内相は治水、砂防等に付て事務的の説明を爲して居る。更に太田委員は山崎農相に對し、養蠶地方と其の救濟に付て農林省所管に於ては何等匡救的の事業がないと質し、農相は『此の如き地方へは内務省關係豫算と按配して各府縣に不公平のなき様決定する』と答辯し、太田委員は更に『若し養蠶地方に對する何等かの事業を行ふといふならば、其の各府縣に對する分配の額、事業の性質、其の他に付て明示を求めて内務省所管の府縣及町村土木事業助成費千百三十萬五千圓と云ふものは養蠶地方にも分配せられるものであるか。』を聽いたが之に付ては答辯がなかつた。

午後からは太田委員はまた午前に引續き重ねて後藤内相に對し『内務省所管の府縣及町村土木事業助成費一千百三十萬五千圓は養蠶地方にも分配せられるかどうか。』と質し、後藤内相は『然り。』と答辯した。太田委員は引續き、『然らば之等養蠶地の各府縣に對しどれ位を配當するか、遠慮なく又十分納得の行くやうに』と、内容の説明を求めた。後藤内相は『各災害地に對して配當を爲すに付ては各府縣の災害の種類、地元の状況、其の災害の厚薄、範囲の

廣狹等を考量して配當を爲すのであつて、目下内務、農林兩省の間に協議を遂げて居るが未だ各府縣に付て示す程度に至つてゐない。』と兜を抜いた。太田委員は之に對し尙も納得せずして、『現在各地には縣會が開かれて居るが、事實は休會して居るやうなものが少くない。それは此の千百三十萬五千圓と云ふ數字の豫算が如何に具體化するかを見てゐる爲である。然るにまだ分けるか分けぬかと云ふことが決つて居らんとすれば厭な言葉だがこれは怠慢であると言はなければならぬ。もう少し丁寧に内容を御詰願ひたい。』とつめ寄つた。後藤内相は『在來の時局匡救豫算の審議の際にも府縣別の配當は示さなかつた。此の配當をするに付ては、具に色々な狀況を考慮しなければならぬ、それで當面の急に應するが爲の各府縣の施設に付ては、各府縣にもそれぐれ相當然の内示を爲して、取敢へず處置を講じさせて居るから、豫算の審議を經れば之を各府縣に適當に按配する」と云ふことに付て折角苦心をして居り、目下其の割當を發表する場合にまで至つて居らぬけれども、怠慢なく速に

やる積りである。』と逃げた。太田委員は『匡救事業の豫算審議の時もさうであつたと言ふが、今度は匡救事業がないから聽いて居るのであつて、匡救事業がない養蠶地方の対策としては何もないではないか、唯徒に内務大臣が茫然と言つた千百三十萬圓の中にあると言ふならば、それはどうなつて居るか、もう少し能く考へて其の返事をせよ。』と云つた。内相は『此費用だけで全體の救濟に充てようと云ふ譯ではなく、一面には風水害の多い地方には災害事業の費用が相當に配當されるし、それが又一面には其の地方の救濟にも役立つのであるから、さう云ふ處には斯ふ云ふ費用はさう多額に行かなくて済むかとも思ふ。又農林省の所管でも、各種の費用があるからそれを等の行き方の多い處には此の費用は少くとも済むのではないかと思ふ。冷害地又は養蠶地方であるとか、其の他の窮乏して居る地方に於て、外の費用の及ばざる處を見て、是が適當に配當されるのであつて、外の豫算を折角見合はして配當を考へつゝあるので、是のみの配當をどうするかと云ふ時機に至つて居ない

から悪しからず諒承を願ふ。』と答辯した。太田委員は頗る熱心に重ねて後藤内相に對し養蠶地方の救濟策に付て糾したが、目下農林省とも色々事務的折衝をしてゐるが今明瞭に各府縣別に付ては申上げ兼ねると何時までも瓢箪鈴式に前言を繰り返すのみである。

之に依つて見るときは要するに、内務省所管に於ける農村其他應急土木事業費千百三十萬五千圓といふ數字は如何なる根據により設定したのであるか、また之を各府縣に配當するその基本といふものも出來て居ない様である。從て本豫算に對する配當の方針や方法が未決定であることが窺はれる。しかも後藤内相は在來の時局匡救豫算の審議の際にもそうであつたと云ふて居る。茲で一寸筆者の記憶を呼び起して見たい。昭和七年九月つまり時局匡救事業の濫觴の時は後藤現内相は農相であつた。從て農林省では或はさうであつたかも知れないが、内務省に關する限りは、臨時議會の召集は同年八月二十二日であつたが之に先立ち八月十八日には道府縣内務部長、土木部課長會議を召集して其

の對策並に方針を指示し、その運用に關して打合せを行ひ、同日既に各府縣別及事業種別金額を發表して居ることを銘記して置く。

第四日午後からは工藤委員が『今地方で縣會を開いて、此の議會の成立豫算に依り、それぐに適應する救濟對策を立てるべく考慮してゐる。此の豫算に現はれたる金額はどう云ふ具合に配當されるかと云ふことは、相當注意して居るのであるから、是は差支ない程度に内務、農林の關係者で各府縣の割當額を示した方が宣からう。事實に於て各地方共に縣會の關係もあるから頗る此の點は注意して居るのであるから此處で其の材料に付て明言せよ。』と謂ひ、木暮委員は『昨日の太田委員の質問の結果として、今回の豫算並に十年度豫算に於ては養蠶を中心として居る府縣が全然閑却されて居ると云ふ事實が明瞭になり、殊に主管省たる農林省關係に於ても、之に對しては、桑園整理改植事業費以外の匡救の途がないと云ふことが判然したと謂ひ、唯僅かに土木豫算の中で辛うじて内務省所管の府縣及町村土

木事業に對する助成金が一千百三十萬五千圓がある。此の太田委員の質問に對して、内務大臣は疲弊して居る養蠶地方にも考慮をして振向くるものあるべしと云ふことであつたが、養蠶縣なるが故に今回の凶作地に對する米の供給も受けることが出來ないと云ふやうな、極めて氣の毒な狀態にあることを考慮し、此の内務省所管の府縣及町村土木事業助成金一千百三十萬五千圓を、特に養蠶地に振向けると云ふ意向なるに於ては其の内容を判然と報告を願ひたいと思ふのである。』と政府の所見を質した。そこで島田委員長も過日來此の豫算に對する政府の答辯振りに不滿を感じたのか、『内務大臣は出来るだけ間に合ふやうに内容を示されたい。』ときめつけた。

午後五時四十一分休憩となり、七時二十六分開議、岡田首相より三日間會期が延長になつたことをと發言した。次いで齋藤隆夫氏から災害土木豫算の質問の後『此の内務省の追加豫算の經費の要求の第十六に、農林其他匡救土木事業に要する經費が千百三十餘萬圓計上されてあるが此の内容

を明にして、此の金を各府縣に分配するに付ては、其の分配案が決つて居るのであるか否か、之を明にして置きたいと思ふ。』と質問した。後藤内相は此の質問の點は、木暮委員からも尋ねられた點で、外にも之と關聯して類似の質問があつたし、委員長からも注意のあつたことであるから大體を述べると前提し、『此の追加豫算に載つて居る千百三十餘萬圓支けで全體の救濟費に當てる譯のものではなく、農林省關係の仕事、其の他の災害土木費等總てを見合せて、各地方に配當するのである。併て各府縣に配當するそれの金額は、まだ決定して居ない。農林省當局と打合せ中であつて、殊に養蠶地方は冷害、早害或は風水害の災害等に關係のある所もあり、是は一々の府縣に付ては只今申しあた如く、未だ發表の時期になつてゐない。唯だ大體の見當は、凡そ此の金額の三分の一強位が主要養蠶縣を主に致して養蠶地方の災害を見て配當するやうな見込みになつて居る。其の外東北其の他の關係地方、旱害、風水害地方に其の残りの金が配當されると云ふ關係にあると考へて居る。』

と答へた。

右の如く各委員や殊に齋藤委員から、地方の眞剣なそして事實に足した要望の質問に對して、後藤内相は稍々事業費の配當に對する抱懐の一端を洩したが、國民の等しく聽きたかつたのは、更に進んで此の豫算が、災害の程度に應じて、各府縣普遍的に配當されるものであるか又は災害土木補助費の如く特定の箇所へ特定して配當するものであるかといふことに付ては何等觸るゝ所がなく、或は既に内定して居るであらうとは推察はするも之を發表するだけの度

胸がなさそうに見えた。しかし此の答辯から好意的に索ぐれば全く國民の聲を議會をして反映せしめそれに依り、根本策を探つて居るのではないかとも見られ、また眞實に迷つて居るのではないかといふ様な感じも起つて来る。しかし何れにしてもこれで國民も漸く納得するであらうが何だか物足りない感がないでもない。殊に内務省は、元來指導的の精神に於て各省に冠たるものがあつたことを知悉して居る筆者にとつては、今更ら農林省當局と打合せ中だなんか

は全く情ない様に感じられた。

齋藤委員は最後に政府の意見を諮ふとて、『今回の災害に關する政府の救濟、復舊、復興等に付ては決して満足してゐない。今回は是で仕方がないが、次の年度に追加豫算でも、其の他の方法を以てでも此の被害地、被害民を救濟する爲に今一層の考慮を拂はねばならぬ。政府に於てはさう云ふやうな考があるか否か。』と質し、岡田首相は『此の問題は相當重大であるから閣僚とよく相談してお答へする』と答辯した。

同日は其の後、言論の自由に對する牧野良三委員と、後藤内相、岡田首相、林陸相等との應答から主として小原法相との間に論議せられ午後十一時五十一分散會した。

第五日目は十二月五日であつて會期延長の初日である。午前十時七分開議。加藤知正委員と岡田首相及山崎農相との間に養蠶地方の對策に付て質疑の後、同委員は内務省所管の千百三十餘萬圓の農村其他應急土木事業費の配當方法を協議の上夕刻迄に明示せよと迫つた。

午後からは由谷委員が、『政府は此の追加豫算の僅少なるに鑑みて来るべき通常議會に、昭和十年度の追加豫算として相當な用意があるか率直に發表せよ』と質問した。之に對し岡田首相は、『政府も出来るだけのことはしたいと考へて居る。それで此の窮乏な財政の際に是れ丈けの豫算を計上したのである。之以上の答辯は留保したいと逃げた。』

次いで小池委員の質問終了後、突如として東委員から議事進行方に關して、所謂爆弾的動議として左の如く提出せられた。

動議

政府ハ國防産業兩全ノ趣意ニ鑑ミ、災害対策、匡救事業

善後策及地方自治體窮乏打開ノ爲メ、現ニ審議中ノ昭和九年度追加豫算案並ニ既ニ廟議決定セル昭和十年度豫算案ノ外、昭和九年度及十年度ヲ通ジ、少クモ一億八千萬圓見當ノ歳出ヲ追加計上シ、第六十七議會ノ勞頭ニ之ヲ提案スペキモノト認ム

右ニ對シ、政府ノ明確ナル言明アル迄、本委員會ノ審議

ヲ休憩スベシ
右動議ヲ提出ス

その趣旨は、第一全國的に亘る未會有の災害に對して政府の對策は甚だ不完全である。第二は時局匡救事業を打切つた儘にして、其の結果深刻なる不況に呻吟して居る農村は全國的に窮乏に陥つて居る。第三は地方自治體が財源枯渇の爲從來の起債を處理する能力を缺き、又新に起債する餘力を失ひ、加ふるに災害に因り多大の歳入缺陷を生ずる等、其の窮乏は極度に達して居るのであるから、右動議したる金額を以て、左記の諸點に主力を置き度いといふのである。

一 地方自治體ノ財政ヲ補整スル爲ニ、新ニ交付金制度ヲ設クルコト

二 災害土木事業ノ補助率ヲ増加スルコト

三 治水事業費（内務、農林共）ヲ増加スルコト

四 小開墾助成、用排水改良事業費ヲ増加スルコト

五 農村振興竝ニ養蠶地方等ノ匡救土木事業ヲ起スコト

六 義務教育費臨時國庫補助ヲ増額スルコト

七 罹災小學校建設補助ヲ増額スルコト

此の動議に對し、工藤委員は、此の動議を採用するときは、此の災害豫算の協賛が遲延することになるからとの理由で反対し、野中委員は動議の眞意に付ては同感である。

がしかし發言通告者が尙多數殘つて居るのであるから、委員會は休憩せずして議事を進行せよと云つたが、結局多數で政府の聲明ある迄休憩することの動議が成立した。時に午後十時五十八分である。

第六日は木曜日の午後二時十八分開議。前日東委員の動

議に對して岡田首相より、「政府は災害對策、匡救事業等に關しては素より深甚の考慮を拂つて居るのであつて、現に要求し、又は要求せんとする豫算を以て、之に處せんことを期して居るのである。尤も今後實情に即し眞に必要なる施設に關し考慮することに於ては苦ならざるものである。而て現に審議せられつゝある九年度追加豫算案は、苟も急を要するものなるに付、速に審議を進められんことを望

む」とて政府の所懐を述べた。此の政府の聲明に對し島田委員長は、會期切迫の際、本豫算は速に其の結果を見る必要があるから各派の態度を決せられたいとて、午後二時二十二分休憩した。當日は結局休憩の儘散會となつた。

委員長の報告

衆議院の島田委員長は十二月七日の本會議に於て、豫算委員會の經過の大要並に其の結果を報告した。そして同委員會に於て、岡田首相は災害等に關する經費に付て左の如く答辯した旨を言明した。

岡田首相の答辯

一般會計に於ける災害等に關する經費として昭和九年度以降支出に要する金額は、總額二億一千百餘萬圓であります。内昭和九年度追加豫算に計上せられたる金額は七千六十餘萬圓、昭和十年度分は六千五百十餘萬圓、昭和十一年度以降の分は七千五百四十餘萬圓であります。右昭和十一年度以降の分に付繼續費又は豫算外契約の金額を除ぎたる金額は三千百七十餘萬圓であります。其の中昭和十年度

豫算に計上すべき分二千九百八十萬圓、昭和十一年度以降の分は僅かに百九十餘萬圓に過ぎないのであります。右昭和十一年度分二千九百八十萬圓、昭和十一年度以降の分百

九十五萬圓は其の経費の性質上之を特に繼續費又は豫算外契約として協賛を求めませんが、必ず當該年度豫算に計上致します。

災害豫算の全貌（一般會計分+単位圓）

	總額	九 年 度	十 年 度	十一 年 度 以 下	備 考
内務省所管	一一六、九三〇、三四七	三八、九五〇、一八二	三一、〇〇六、一二三	四六、九六四、〇四三	
災害土木補助費	三七、三七九、〇〇〇	二〇、五〇〇、〇〇〇	八、八七九、〇〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇	十一年度迄
治水事業費	二五、一六八、〇二五	一、二三〇、八一五	三、七六四、三八六	二〇、一七二、八二四	二十五年度迄
大阪港復興修築費補助	一〇、九九四、二五〇	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	九、五九四、二五〇	二十一年度迄
農村其他應急土木事業費	二七、七八七、六一〇	一三、三四〇、〇〇〇	一四、四四七、六一〇	〇	
其 他 鄉倉獎勵費	一、六三六、八〇〇	八六五、四〇〇	七七一、四〇〇		
大藏省所管	一三、九五四、六六二	二、三一三、九六七	二、四四三、七二六	九、一九六、九六九	
陸軍省所管	二、五二二、八六二	九八三、一五三	一、四六八、七〇九	七〇、〇〇〇	三十年度迄
海軍省所管	五、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	
司法省所管	五五五、〇〇〇	五五五、〇〇〇	〇	〇	
文部省所管	三八〇、〇〇〇	二六二、四四二	一一七、五五八	〇	
小學校復舊建築費	一六、五八八、九一九	二、〇六八、四八九	四、七二五、三七七	九、七九五、〇五三	
借入金元利補給	八、三一七、〇四四	一九、〇〇〇	一二三、六六七	八、一七四、三七七	三十一年度迄
小學校費臨時補助	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	三,〇〇〇,〇〇〇	〇	

學齡兒童就學獎勵費	九三五、八六七	五四九、三一八	三八六、五四九	
其　　の　　他	四三三六、〇〇八	一、五〇〇、一七一	一、二一五、一六一	一、六二〇、六七〇 十三年度迄
農林省所管	六八、三五七、一八七	二四、〇二三、五八二	二五、七三四、九八四	一八、五九八、六二一
風水害復舊費	三七、〇三六、五六八	八、三一五、〇三一	一〇、三三七、七八一	一八、三八三、七五六 十四年度迄
災害地方施設費	二一、六七〇、六一九	一一、一七九、八五一	一〇、二七五、九〇三	二一四、八六五 三十八年度迄
叢蠶地方施設費	九、六五〇、〇〇〇	四、五二八、七〇〇	五、一二一、三〇〇	
商工省所管	三五〇、〇〇〇	二五一、六七〇	九八、三三〇	
遞信省所管	一一、二〇三	九六、七四一	一四、四六二	
總　　計	二一、二八四、五一八	七〇、六九一、二五九	六五、一六五、五四二	七五、四二七、七二七
			〇	

次いで政友會の代表たる大口喜六氏より爲された、本豫算に賛成するに付ての附帶決議として提出せられた左記意見を朗讀した。これは結局衆議院に於て可決せられたのである。

附 帶 決 議

政府ハ災害救濟ノ施設緊急且重要ナルニ拘ラス専ラ偏狹

を期讀した。

次いで民政黨を代表した中村繼男氏の左の如き希望條項

ナル財政上ノ見地ニ捉ハレ極メテ不十分ナル豫算ヲ提出

を期讀した。

セルハ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ加フルニ此ノ際匡救事業ヲ

打切ル如キハ農村現下ノ實情ヲ全ク無視セルモノト認ム

記

一 政府ハ災害被害ノ情況ヲ嚴密ニ調査シ公平ニ匡救施

設ヲ實行スヘシ

一 政府ハ其ノ言明ノ精神ニ則リ。今後實情ニ即シ眞ニ必

要ナル施設ニ關シ考慮スヘン。

次いで國民同盟の野中徹也氏の左の如き希望條項を朗讀した。

記

政府ハ昭和十年度ヨリ向フ三箇年間ヲ期シ地方振興特別會計ヲ設置シ同會計ニ於テ毎年二億九百萬圓ノ公債ヲ發行シ以テ

一 地方財政整調交付金一箇年七千萬圓

二 耕作地地租及附加稅ノ半減一箇年五千四百萬圓

三 小學校教員俸給年額國庫負擔ニ依ル増加一箇年八千五百萬圓

ノ使途ニ充當シ、外ニ政府ニ於テ五千萬圓ヲ出資シ、中

小商工業者ノ爲ニ商業動產信用金融機關ヲ設置スヘン

而シテ其期間内ニ中央地方ヲ通ジタル稅制ノ整理、公債ノ低利借替、官業及預金部等各特別會計ノ整調並ニ行政ノ整理改革ヲ斷行シ以テ地方振興特別會計廢止後ニ處ス

本豫算に對する貴族院の豫算委員會は、衆議院に於て可決した當日の十二月七日午後九時四十分から開會したが、對滿關係問題に付て大藏公望男爵と、首相、海相、陸相との間に質疑が行はれた丈けで午後十時十六分散會した。

貴族院豫算委員會及本議會

かくて此の附帶決議並に希望條項を加へて委員會は討論を爲した趣を詳細に報告した。

複雜多岐に亘る質疑を繰り返した本追加豫算は、途中に於て會期延長の第一日目の深更に至り、東委員の緊急動議の一石は幾多の波瀾を生じ、政界は混亂の巷と化したが、岡田首相の言明と此の言明を解釋した政友會の軟化？とに依り恙なく本會議に上程せられ、採決の結果は委員長の報告通りに總員起立の上、午後七時三十分何れも可決確定した。かくして凝視して居た國民をして思はず安堵の溜息を洩らさしめたのであつた。

第二日は八日午前十時九分開會。淺田良逸男爵は、調查論議といふに貴重な暇を潰すことなく、深甚の配慮と、果斷なる實行をなさざれば、現に東北地方などは雪が降つて土木費を澤山貢つても來年三月迄使へないと、注意的意見の開陳あり、金岡又左衛門氏は衆議院の豫算總會に於ける動議に對し政府が『今後の實情に即し眞に必要な施設に關し考慮する』といふ意味は、『今後新に起る災害に對して其の實狀に即して考慮するといふ意か、既に發生したる既往の災害に對して尙取残された實狀に即して必要な施設を考慮するといふ意味か』を質し、岡田首相は『今後の實狀に即し眞に必要已むを得ない施設があるならばそれは考慮するといふ意味である』と述べた。かくして災害豫算に對する質疑は衆議院の華やかなりし論議に引換へ、至極あつさりと質問もなく可決の上午後四時一分散會した。

翌九日は會期の最終日である。午前十時本會議を開議の上、劈頭柳澤委員長の報告後坂谷男爵から對滿事務局の豫算に付て質問があり、前田利定氏から『東北地方の救濟と

養蠶農村の救濟とは最も緊急事であるから政府は早急に臨時議會を召集すべきであつた。然るに通常議會を前に控へた今頃臨時議會を召集するは誠に悠長なる行動で驚かざるを得ぬと冒頭し、更に等しく類似の性質を有した匡救豫算に比し此の災害豫算の所要額は誠に貧弱なる計數であると述べ、それでは全く當面を糊塗するのみで何等窮乏を打開する途はないから、政府當局に於ては今後大いに熟慮せらるることを待望して本豫算案を可決することに賛成した旨を述べ。

次いで近衛議長は委員長の報告に同意の起立を請ひたる處總員起立して全會一致可決確定した。

× × × ×